

会員規約

第1条（名称）

本サロンの名称は、「body&health mi (㊿)」(以下、「本サロン」)と称す。

第2条（運営および管理）

本サロンは、有限会社三谷薬局が、運営・管理を行う。

第3条（目的）

本サロンは、会員（本会則第6条所定の手続きにより、会員契約を締結した者）が本サロンを利用することにより、心身の健康維持・増進を図るとともに会員相互間の交流の場を提供して親睦を深め、もって、会員各人が、生活習慣病の予防や改善を図り、活動的で健康な自律した生活を目指し、ひいては活力ある社会づくりに寄与することを目的とする。

第4条（会員制度）

本サロンは会員制とする。

会員は、本サロンが定めた会員種別に応じて、本サロンを利用できる。

会員種別毎の施設利用範囲、条件及び施設運営システム（提供商品・サービス、特典等を含む）は、別に定める。

会員の契約期間は、本サロンが別に定めた期間とし、所定の退会手続き等による資格喪失までは自動更新とする。

第5条（入会資格）

本サロンの入会資格は、以下の各項目をすべて満たす者に限る。

- ① 医師等により運動を禁じられておらず、本サロンの利用に支障がないと自己責任において申告したこと。
- ② 本サロンの会員として相応しい品位と社会的信用のある者。
- ③ 本サロンが適当と認めた者
- ④ 未成年者の場合は、親権者が同意していること。
- ⑤ 以下のいずれかにも該当しないこと

ア 身分確認ができない者

イ 医師等により運動を禁じられている者。

ウ 以下の各号に定める暴力団等の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という）に該当しない者

㊿ 暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者も含む）

① 暴力団準構成員

㊿ 暴力団関係企業の役員、従業員または株主もしくは実質的支配者等の関係者

エ 刺青、タトゥーをしている方。

オ 伝染病、または他人に伝染、感染する恐れのある疾病を有する者

第6条（入会手続）

会員の資格は、入会希望者が本サロン所定の入会申込書及び必要書類の提出により手続を行い、それに伴う本サロンの入会承認を得た上で、入会金等所定の費用の払い込みを本サロンが確認したときに発生する。

第7条（会費等）

月会費、その他セミナー等個別プログラム利用料（以下総称して「会費等」という）は本サロンが別に定める。

いったん納入した会費等は、理由に関わらず、返還はしない。

本サロンが運営上必要、または経済情勢の変動に応じて、会費等の金額を変更することができる。

第8条（会費等の支払）

会員は、会費等を、口座振替の方法によって毎月26日に支払うものとする。

会員は施設利用の有無にかかわらず、在籍する限りは所定の会費等を支払わなければならない。

会費等は月単位で生じる。

会費等決済が行われていない会員に対して、本サロンは決済が完了するまで一時的に本サロンの全部または一部施設の利用を差し止めることができる。

第9条（会費等の滞納）

会員が会費等を滞納した場合は、本サロンは当該会員を滞納と同時に会員資格停止処分とすることができる。

前項の場合、会員が滞納した会費等の金額を現金または本サロンが指定した方法で直ちに支払われない限り、会員資格停止処分を取り消すことはできない。

前々項の処分により資格停止となった会員が、その後、滞納した会費等を支払うことなく、3か月分以上延滞した場合は、本サロンは、当該会員を退会とする。

第10条（会員証）

本サロンは会員に対し会員証を交付する。

会員が本サロンを利用する時は、必ず会員証を提示しなければならない。

会員は会員証を第三者に貸与又は譲渡してはならない。

会員は会員証を紛失した場合には速やかに本サロンに届け出て、所定の手続きを行い再発行の申請をしなければならない。

会員は会員資格を喪失した場合、速やかに会員証を返還しなければならない。

第11条（変更事項の届け出）

会員は、住所、連絡先及びその他入会申し込み事項に変更があった場合には、速やかに所定の手続きに

より変更を届け出なければならない。

第12条（会員への通知）

本サロンより会員に通知する場合は、本サロンの掲示板及びインターネットホームページで掲載する外、当該会員個人に対する通知など個別に通知するに適した内容の場合は、会員から届出のあった最新の住所宛に行うものとする。

住所宛に通知した場合、本サロンは、会員から届出のあった最新の住所宛に通知が発信した場合、通知未達等発信後の責を負わない。

第13条（規則の遵守）

会員は本規約および別途定める利用上の規則、注意事項を守らなければならない。

施設の具体的な利用にあたっては、本サロンの指示に従わなければならない。

第14条（入場の禁止及び退場、利用の禁止）

本サロンは以下の項目に該当する者の入場を禁止し、又は退場を命じることができる。

- ① 伝染病、その他、感染する恐れのある疾病を有している者
- ② 刺青、タトゥー、及び刺青と判別が困難なペインティング等の疑似刺青を施している者
- ③ 暴力団関係者と本サロンが判断した者
- ④ 医師等により運動を禁止される恐れのある者（ただし、医師等による運動の許可を得たことを証する診断書等を持参している者はこの限りではない）
- ⑤ 飲酒、または薬物により正常な施設利用が出来ないと認められた者
- ⑥ パーソナルトレーニングや物品販売をとまなう営業行為をする者
- ⑦ 許可なく本サロン施設を撮影する者
- ⑧ 宗教活動を目的とする者
- ⑨ 暴力行為や威嚇行為をする者
- ⑩ 危険物を本サロン施設内に持ち込む者
- ⑪ 動物を本サロン施設内に持ち込む者。ただし介助犬または、盲導犬は除外する。
- ⑫ 他人へのストーカー行為をする者
- ⑬ 他人の施設利用を妨げる行為をする者
- ⑭ 本サロン入館時に虚偽の申告をした者
- ⑮ 他人を誹謗中傷する者
- ⑯ 痴漢、のぞき、露出等の公序良俗に反する行為をする者
- ⑰ その他、本サロンが判断し不適格な者

第15条（退会）

会員は本サロンを退会する場合は、退会届を提出の上、所定の手続きを経なければならない。

会員の都合により会費が3か月以上滞納した場合は退会扱いとする。

滞納分がある場合は、全額現金または本サロンが指定した方法で支払わなければならない。

退会届は、退会を希望する月の前月20日までに提出しなければならない。20日以降に退会届を提出した場合、翌月20日までに提出された退会届とみなし、翌月分の会費等を納めなければならない。

第16条（休会）

会員が本サロンを休会する場合は、休会届を提出の上、所定の手続きを経なければならない。

休会届は、休会する前月の20日までに提出しなければならない。20日以降に休会届を提出した場合、翌月20日までに提出された休会届とみなし、翌月分の会費等を納めなければならない。

休会から復会する場合、復会の前月の20日までに申し出なければならない。21日以降に申し出があった場合、復会の開始日が遅れる場合がある。

第17条（会員の資格停止及び除名）

会員が下記の各項に該当するときは、本サロンは該当会員を除名する事ができ、会員はその資格を失うものとする事ができる。

- ① 本サロンの規約、その他諸規則に違反したとき。
- ② 本サロンの名誉を傷付け、秩序を乱したとき。
- ③ 会員その他の責務を滞納し本サロンからの催告に応じないとき。
- ④ 入会に際して本サロンに虚偽の申告をしたと判明したとき。
- ⑤ 本サロン会員として相応しくないと判断したとき。
- ⑥ 会員証を、第三者に貸与又は譲渡したとき
- ⑦ 会費等を1回でも滞納したとき

第18条（解約）

本サロンが会員を不適当であると判断した場合、本サロンは会員契約を一方的に解約することができる。

第19条（資格喪失）

会員は下記の各校に該当したときに会員資格を喪失します。

- ① 会員が退会したとき。
- ② 会員が除名されたとき。
- ③ 会員が死亡したとき。
- ④ 経営上重大な理由により本サロンを閉鎖したとき。
- ⑤ 本サロン会員として相応しくないと判断されたとき。

第20条（会員以外の施設利用、ビジター利用）

会員以外の者（以下、「ビジター」という）は本サロン施設利用に際し、本サロンが定める利用料を支払わなければならない。

会員はビジターを同伴することができる。

ビジターが本規約の各項に該当する場合には、ビジターの入場を禁止する事ができる。

会員は同伴したビジターに関する一切の責任を負うものとする。

本サロンは、特別に必要と認めた場合、会員以外の方に本サロンの施設利用を許可することができる。

ビジターは、本サロンの施設の利用するにあたり、本規約第22ないし25条に準ずるものとする。

第21条（休業）

本サロンは、定期休業日を設けるほか、施設整備、その他やむおえない事情が発生した場合、臨時休業することがある。

臨時休業する場合は、事前にその旨を施設内またはインターネットホームページなど適宜な方法により通知する。

ただし、本サロンは、施設安全管理の観点から緊急工事が必要な場合、気象、災害等により会員にその災害が及ぶと本サロンが判断し、営業が不可能と判断したときなど、緊急の事態が発生した場合には、あらかじめ掲示することなく一部または全部の施設を休業することができる。

第22条（遵守事項）

会員は、各自の責任において健康管理を行うものとする。

会員及びビジター（以下、両者を合わせて「会員ら」という）は、自己の責任と危険負担において、他の会員らと協調して、本サロンの施設を利用するものとする。

会員らは、本サロンを利用するにあたり、記載されたルール、マシンや器具の説明並びに指示に従うものとする。

会員らは、本サロンにおいて、自己の健康状態、体調及び技量に応じて、また、その範囲内で本施設を利用するものとし、健康状態や体調に適合しない行為、技量を超えた行為及び危険行為を行わないこととする。

会員らは、本サロンにおいて、身体の痛みや体調不良を感じたときは、直ちに利用をやめ、本サロンのスタッフらにその旨を伝えるとともに、医師等の判断を仰ぐなど、怪我や事故などが発生しないように、また、それが最小限度にとどまるように努めるものとする。

第23条（損害賠償）

本サロンの利用に際して発生した盗難、障害その他事故については、各自会員らの自己責任とし、本サロンは一切の責任を負わない。

会員らは、自己の責に帰すべき原因により会員が受けた損害については、本サロンは一切損害賠償の責を負わない。

会員らは、自己の責に帰すべき原因により、本サロンまたは第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たさなければならない。

会員は同伴したビジター及び同伴者の責に帰すべき原因により発生した損害について、その同伴したビジターと連帯して賠償責任を負わなければならない。

親権者の同意を得た未成年の会員は、当該会員の責に帰すべき原因による損害に対して親権者が連帯して賠償責任を果たさなければならない。

本サロンの利用に際して発生した怪我、病気、事故等については、各自会員らの自己責任とし、本サロ

ンは一切責任を負わない。

第24条（責任事項）

本サロンは、会員がサロン施設内に入場した後に運動機器等の操作によって生じた傷害について、その会員がサロンのスタッフの指示に従っていたと認められる場合に限り、本サロンが加入している傷害保険の範囲内において、その責を負うこととする。

第25条（紛失物）

会員が本サロンの利用に際して生じた紛失については、本サロンは一切の損害賠償、補償等の責任を負わない。

忘れ物、放置物については、原則として一定期間保管した後に処分するものとし、会員はその処分に対し、異議を述べない。

第26条（閉鎖および解散）

本サロンは、以下の事由が生じた場合、本サロンを閉鎖および解散する事ができる。尚、この場合会員に対する補償は行わない。

- ① 施設の改造または修理の時
- ② 本サロンが企画し実施する諸活動を行う時
- ③ 天災、災害、地変、その他の不可抗力により開業が不可能となる時
- ④ 経営上重大な理由がある時

第27条（本規約その他の諸規則の改定）

本サロンは必要と判断した場合、本規約、利用規定、その他本サロンの営業、管理に関する事項の改定をすることができる。

改定後の内容は、全会員に適用されるものとする。

第28条（個人情報の取り扱い）

本サロンは、原則として会員情報を会員の事前の同意なく第三者に対して開示しない。ただし、次の各号の場合には、会員の事前の同意なく、本サロンは会員情報その他のお客様情報を開示できるものとする。

- ① 法令に基づき開示を求められた場合
- ② 当社の権利、利益、名誉等を保護するために必要であると本サロンが判断した場合

本サロンは、会員情報を、会員へのサービス提供、サービス内容の向上、サービスの利用促進、およびサービスの健全かつ円滑な運営の確保を図る目的のために、本サロンにおいて利用することができるものとする。

第29条（ご本人または代理人の確認）

ご本人からの申し出の場合には、ご本人である事を運転免許証、パスポート、健康保険証等の証明書

類、住所、氏名、電話番号、生年月日など本サロン登録情報、および本サロン登録電話番号へのコールバックなどによって確認させて頂く場合がある。

代理人からの申し込みの場合には、上記に加え代理人であることを委任状及び印鑑証明書などにより確認させていただくものとする。

第30条（細則）

本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は本サロンが定めるものし、会員らは、それを遵守するものとする。

第31条（適用法および専属的合意管轄裁判所）

会員規約に関する準拠法は、日本法とします。本サロンの運営管理について、会員に関わる損害につき訴訟の必要が生じた場合は、本サロン所在地を管轄する地方裁判所を第一審専属合意管轄裁判所とします。